

国立大学法人岩手大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>1. 教育目標</p> <p>岩手大学は、教養教育と専門教育の調和を基本として、次のような資質を兼ね備えた人材の育成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)幅広く深い教養と総合的な判断力を合わせ持つ豊かな人間性 (2)基礎的な学問的素養に裏打ちされた専門的能力 (3)環境問題をはじめとする複合的な人類的諸課題に対する基礎的な理解力 (4)地域に対する理解とグローバル化に見合う国際理解力 (5)柔軟な課題探求能力と高い倫理性 <p>2. 研究目標</p> <p>岩手大学は、基礎研究と応用研究の調和を基本として、これまで築いてきた学問的な伝統に基づく次のような取組により、学術文化の創造を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)人類的諸課題を視野に入れた、人文・社会・自然の各分野にわたる基礎研究の推進 (2)国際水準を目指す先端的な専門研究の展開 (3)独創的で高度な学際的研究の展開 (4)地域社会との連携による新たな研究分野の創出 <p>3. 社会貢献目標</p> <p>岩手大学は、教育研究の成果の社会的な還元を基本として、次のような取組を通じて地域社会と国際社会の文化の向上と発展のための貢献を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)地域社会における高等教育の享受のための機会の拡大と生涯学習に資する場や学術情報の提供 (2)地域社会のニーズに応える地域振興への参画 (3)地域社会と国際社会の文化的交流のための取組 	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成16年4月1日～平成22年3月31日</p>	

2 教育研究上の基本組織

本中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

学士課程と大学院課程の教育機能を高めるため、教員組織の再編を行い、両課程における以下の目標達成を目指す。

①学士課程においては、教育目標を実現すべく転換教育、教養教育、基礎教育及び専門教育にカテゴライズして、本学のいずれの学部学生にも必要な教養的基盤と基礎学力を備えさせる。さらに、学士課程における学習到達度を達成させるための厳格な成績評価に基づいて、学部毎の目標に沿った人材養成を目指す。

②大学院の修士課程（博士課程前期）においては、基礎学力を備えた広い視野を持ち、高度の専門性を要する職業等に寄与できる人材養成を中心に、専攻分野における研究の基礎力をも養う。また、博士課程（博士課程後期）においては、創造的で専門的な課題探求・解決能力に優れた研究者・高度専門技術者の養成を行う。

③教員養成系学生に対しての教育のレベルアップを図る。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

幅広く深い教養と基礎学力を有し高い専門性を備えた人材育成が本学の最大の責務であることを構成員に周知徹底する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

1) 教養教育と基礎教育の成果に関する具体的目標の設定

- ①全学共通教育（教養教育及び共通基礎教育）の理念・目標を周知徹底する。
- ②広範な学問諸分野の授業科目及び学際的・総合的な授業科目を開設するとともに、放送大学を積極的に活用することにより、多様な授業の選択肢を提供する。
- ③基礎ゼミ等の転換教育を全学的に実施する。
- ④「国際的コミュニケーション能力」充実のためTOEFL等の外部評価テストを利用する。
- ⑤高年次教養教育にも配慮しながら授業科目の履修年次を適切に配当する。
- ⑥新学習指導要領による教育を受けた学生に合う情報リテラシー教育の体制を検討し整備する。
- ⑦教員養成系のカリキュラムにおいては、全学的支援の下に専門性とリベラルアーツ分野の強化を図る。
- ⑧上記の計画を効率よく進め継続的に教養教育の質を維持するための中心的役割を大学教育センターが担う。

2) 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- ①学部の専門性を生かした多様なコースカリキュラムを設定する。
- ②就職及び進学等の進路指導について、指導教員と協力する支援体制を整備する。

3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ①ユニバーサル化に対応して学力を保証するため、全ての授業科目について、成績評価基準（レベル）を明示するとともに、厳正な成績評価に基づくレベル制（4年一貫教育の下での学習到達度）を実施し、授業の進行に応じた学生の学習到達度を把握できるシステムを導入する。
- ②教育の改善を図るため、「学生による授業評価」を定期的に実施するとともに、企業及び卒業生からも意見を聞く。

[大学院課程]

1) 修了後の進路等に関する具体的目標の設定

- ①新産業・ベンチャービジネスの創出を含む就職及び進路指導について、指導教員と協力する支援体制を整備する。

(2)教育内容等に関する目標

[学士課程]

1)アドミッション・ポリシーに関する基本方針

本学の理念と教育目標に共感し、

- ①基礎的な学力を踏まえて、主体的に真理を探究し課題を解決しようとする学生、
- ②豊かな学識とリーダーシップを身に付けて、地域社会や国際社会に貢献しようとする学生、
- ③自然と人間を愛し、自らの人生に高い倫理性と使命感をもって臨もうとする学生、
を積極的に受け入れる。

2)教育課程に関する基本方針

専門教育中心のシステムから教養教育を中心とし専門分野の基礎教育を充実させるシステムへの移行を図る。

3)教育方法に関する基本方針

知的関心の喚起につながる授業、分かりやすい授業及び授業参加が実感できる授業の実施に努める。

4)成績評価に関する基本方針

学習活動全てにわたっての多様な評価を基に成績評価を行う。特に教室外での学習の評価にも重きを置く。

- ②博士課程への進学率向上（定員増）を図る。

2)教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教育の改善を図るため、「学生による授業評価」を定期的に実施するとともに、企業及び修了生からも意見を聞く。

(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

1)アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ①ホームページ及び高等学校訪問等による広報活動を充実し、アドミッション・ポリシーの周知に努め、また、大学開放等を通じて本学の特色の周知に努める。
- ②入学後の追跡調査結果を分析し、選抜方式毎の募集人員の割合を検討するなど、入学者選抜方法の継続的改善に努める。
- ③社会人及び留学生を幅広く受け入れるために入学者選抜方法を多様化する。
- ④個別学力検査試験問題についての外部評価を実施する。
- ⑤弘前大学、秋田大学及び岩手大学（以下「北東北国立3大学」という。）が協力して首都圏等で入試説明会を開催する。
- ⑥転学科・転課程を可能とし、転学部制度を検討する。

2)教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ①教育目標に見合った教育課程と授業科目の内容的な一貫性の実現に努める。
- ②転換教育、教養教育、基礎教育及び専門教育の特質を踏まえて教育課程を有機的に編成する。
- ③セメスター制を導入する。
- ④基礎的な専門教育のカリキュラムを体系化することにより大学院教育との連携も図る。

3)授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ①FDシステムを充実させ教育方法の継続的改善を図る。
- ②履修目的・目標に見合ったシラバスを作成する。
- ③教室外の学習をも重視した学習指導を実施する。
- ④オムニバス方式の学際的な授業科目における講義間の密接な連携を図る。
- ⑤適正規模の講義クラスを実現するとともに、双方向的な授業を工夫する。
- ⑥実験・実習・演習等でTAを積極的に活用する。

4)適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ①大学教育センターを中心に厳格な成績評価のための方法及び教室外学習の評価方法を構築する。
- ②教育目標の徹底とそれに基づいた履修目標による成績評価基準を作成し、成績評価の一貫性を実現する。
- ③授業科目区分毎の成績評価結果のバランスに配慮した成績評価基準を作成し、適切かつ有効な成績評価を実施する。
- ④ボランティア等課外活動の単位化を検討する。

[大学院課程]

1)アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- 本学の理念と教育目標に共感し、
①明確な目的意識、倫理性及び旺盛な探求心を持つ学生、
②高度な専門教育に対応できる幅広い教養と基礎学力を有する学生、
③優秀な留学生や問題意識のしっかりした社会人、
を積極的に受け入れる。

2)教育課程に関する基本方針

地域性や国際性を深め、基礎学力に裏付けられた高度な専門性及び理論的で実践的な思考能力を養い、高度な専門職業人としての資質を高め、さらに、総合性・学際性を重視して、研究開発能力及び課題探求・解決能力に優れ、独創的で倫理観のしっかりした研究者・高度専門技術者を養成するための課程編成を行う。

3)教育方法に関する基本方針

演習等を中心とした少人数クラスの講義及び論文研究における個人指導を基本とし、関係機関との連携により強化する。

4)成績評価に関する基本方針

高度な専門・技術の修得、倫理性、独創性及び課題探求・解決能力を中心とした評価を行う。

(3)教育の実施体制等に関する目標

- ①教育目標の実現を図るために必要な教育体制及び教育支援体制を整備する。
②学士課程教育の企画・実施体制、評価・改善の機能及び教育方法・内容の研究機能を整備する。

1)教職員の配置に関する基本方針

- ①教員配置に関しては、大学院（修士課程）を中心とした運営へ移行し、学士教育は全学協力体制で対応する。
②職員配置に関しては、教育研究への技術的支援の強化、学生へのサービスの向上及び業務の効率化のため一層の組織化を図る。

2)教育環境の整備に関する基本方針

講義室をはじめ周囲のキャンパス環境整備を進める。特に、

⑤学生からの成績評価に対する苦情・意見を受ける窓口を整備する。

[大学院課程]

1)アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ①広報活動を充実し、各研究科専攻のアドミッション・ポリシーの周知に努め、教育研究分野に関する興味や関心を喚起する。
②学部学生、社会人及び留学生を意識した多様な選抜方法を採用する。
③可能な研究科では10月入学を行う。

2)教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ①地域ニーズ及び最先端科学技術を考慮し、実践的力量及び現代的課題への対応力の強化並びにグローバル化の視点の修得を実現できる教育内容とする。
②高度な専門職業人又は研究者を目指せるようなカリキュラムを工夫する。
③社会人及び留学生のための特別履修コースを工夫する。
④博士課程にあっては時代の要請にあつた講座再編を行う。

3)授業形態、学習指導法に関する具体的方策

- ①指導教員と国内外の関係機関の研究者との連携を強化するとともに、RAを積極的に活用する。
②連携大学院を拡充し、地域との連携を推進する。
③他大学の学生及び教員と交流を図り、遠隔教育等の体制を整備する。
④連合大学院においては、学生の大学間派遣や全国的規模でのゼミナールを推進する。

4)適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ①多様な評価方法（学会発表も対象とする。）を取り入れるとともに、成績判定基準を明確にし、シラバス等に公表する。
②修士論文の発表を一般公開とする。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①教養教育と共通基礎教育は全学共通教育として全教員担当体制の下に実施し、専門基礎教育と専門教育は各学部開設科目で実施する。
②大学教育センターに教職員を配置し、全学共通教育企画・実施部門、教育評価・改善部門及び専門教育関係連絡調整部門を設ける。

1)適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ①学士課程と大学院課程における教育機能の向上のため、修士課程を機軸とした教員運用のシステムを構築する。
②教員の配置については、全学的視点で行う。
③技術支援組織を全学一本化し、及び事務職員を集約して業務の効率化を図る。

2)教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ①少人数教育用の演習室等を整備する。
②情報メディアセンターの部門間の連携を強化し、本学の教育、研究及び社会貢献に関する

少人数教育、メディア教育等に適した施設設備を計画的に整備する。

3) 教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

教員の教育活動について適切な評価方法を検討し、評価結果を教育の質の向上に結び付けるシステムを整備する。

(4) 学生への支援に関する目標

個性化・多様化に対応したきめ細かな指導・支援体制を整備する。

1) 学生の学習支援に関する基本方針

①学内施設を開放するなどして、主体的に学習できる学習環

る学術情報の流通基盤と発信機能の整備を図る。

- ③図書館を講義と一緒に利用できるようコースリザーブ的サービスの電子化を進める。
- ④メディア教育用機器の整備を行う。
- ⑤自主学習のための施設設備の整備やIT学習環境を整備する。
- ⑥遠隔授業、単位互換等に資するためネットワークの充実を図る。
- ⑦ミュージアム部門においては、資料の収集・整理・展示を充実し、教育活動への活用を図る。

3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ①教育活動の評価基準、評価方法及び評価結果の改善策の検討は、大学教育センターが中心になって行う。
- ②学生による授業評価結果の上位者の公開講義を行い、授業の改善につなげる。

4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

大学教育センターの教育改善・評価部門が中心となり、FD活動をはじめ、教材、学習指導法等に関する研究開発を進める。

5) 他大学との共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ①盛岡大学、岩手県立大学、岩手大学、岩手医科大学及び富士大学（以下「いわて5大学」という。）並びに北東北国立3大学による単位互換制度を充実するとともに、ネットワークを利用した遠隔教育による質の向上を図る。
- ②総合科目を中心とした学内共同教育を積極的に進める。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ①法科大学院、福祉システム工学専攻（博士後期課程）の設置等、高度専門職業人の養成を推進するための教育実施体制の整備に努める。
- ②東北地域の特色を生かした国際水準規模の獣医学教育の体制を整備する。
- ③「臨床心理士養成に関わる指定大学院」としての機能の充実を図る。
- ④教員養成・研修機能のパワーアップのために、教員養成のための新たなカリキュラムの実現、及び岩手県教育委員会等との連携の基に教育学研究科を中心とした現職教員研修機能の強化を図る。
- ⑤各種関連試験場や研究所との連携を通して実践教育の充実を推進する。
- ⑥寒冷地におけるフィールドを活用して、応用的・実践的研究に基づいた公開講座等により地域貢献を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①修学、生活、就職等全般にわたって、教員、カウンセラー及び専門職員による学生支援体制を整備する。
- ②学長と学生の懇談会を定期的に開催する。
- ③不登校学生等の相談・支援体制を整備する。

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ①IT教室を開設するとともに、図書館、自習室等を整備し、自主学習を支援する。

- 境及び多様な学習機会を提供できる体制を整備する。
②自主的な活動を支援し、課外活動等を適切に評価できる仕組みを整備する。

2)学生の生活支援に関する基本方針

- ①学生が安全かつ快適に生活できる学習環境を整備する。
②就職や進学に関する相談・支援体制を整備する。

- ②Let's びぎんプロジェクト（学生の創造的グループ活動）の推進を図る。
③オフィスアワーの導入、チュートリアル教育の充実及びTA・RAの利活用を図る。
④退職した教職員による学習、生活相談等の支援体制を整備する。

2)生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ①課外活動、インターンシップ、ボランティア活動等を奨励する。
②保健管理センターと医療機関との連携を強化し、積極的な心身の健康づくり、疾病やけがの応急処置等の支援体制の充実を図るとともに、様々な健康講座を開催し、健康的な生活習慣を学ぶ機会を提供する。
③企業の合同セミナー及び就職説明会を充実する。

3)経済的支援に関する具体的方策

- ①検定料・入学料・授業料は現状の水準（標準額）を維持する。
②入学料・授業料減免制度を保持する。
③課外活動支援体制を充実（後援団体、支援基金等の創設）する。
④高松地区に引き続き上田地区の学生寮の整備を推進するよう努める。

4)社会人・留学生等に対する配慮

- ①社会人の多様な学習スタイルに適合する学習環境（例えば、ネットワークを利用しての遠隔教育）を整備する。
②チュータ制を充実し相談体制を整備するとともに、留学生後援会を充実し生活面の支援等を行う。

2 研究に関する目標

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ①教育活動の基盤となる自主・自律型研究の推進を図る。
②産学官民の連携を強化し、共同研究を推進するとともに、地域貢献を目指す受託・請負型研究及び共同研究を通じて研究成果の社会還元を図る。

地域の研究拠点として科学・文化の継承・発展に寄与する研究活動に取り組み、その成果に基づいた社会貢献は、本学の大きな責務であることを構成員に周知徹底する。

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1)目指すべき研究の方向性

- ①自主・自律型研究に加えて、受託・請負型研究は期間を限った研究とし、特に競争的外部研究費を投入した学学連携や産学連携によるプロジェクト型研究を行う。
②基礎研究に配慮しつつ、若手研究者及び萌芽的研究への財政的支援体制を整備する。

2)大学として重点的に取り組む領域

これまでの学内研究や共同研究の実施状況、地域社会・地域産業の期待等を考慮し、当面、「環境」、「生命」、「機能材料」等をキーワードとする人文・社会・自然の諸科学による研究を重点的に行う。

3)成果の社会への還元に関する具体的方策

- ①地域連携推進センターのリエゾン、インキュベーション等の機能を強化する。
②岩手ネットワークシステムと協力し、ベンチャー支援事業を立ち上げ、研究成果を社会に還元する。
③研究成果集のデータベースを作成し、ホームページへの掲載により研究成果の普及を図る。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標

- ①社会的ニーズに対応できるよう教員組織の弾力化・柔軟化を図る。
- ②戦略的研究資金の配分に努める。
- ③教育研究の知的資源の全学的な組織的活用を展開する。
- ④教員の研究専念制度を設け、研究活動の活性化を図る。
- ⑤研究に必要な施設設備の整備を図る。

4)研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ①教員の発表論文数、発明届出件数、競争的外部研究費等により研究活動の検証を行う。
- ②国際的サイテーションの頻度等を、分野の特徴に配慮してまとめ、学内外に対して公表する。
- ③本学の知的資産を社会的効果の側面から検証する。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1)適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ①学長の下に一定の教員枠を確保し、新しい研究組織を構築する。
- ②ポストドクトラン制度の活用を促進する。
- ③全学的な研究グループの形成に努める。

2)研究資金の配分システムに関する具体的方策

学長主導の下に計画的・戦略的な経営方針（特定の研究分野を定める等）を策定し、重点的に予算を分配する。

3)研究に必要な施設設備等の活用・整備に関する具体的方策

教育研究及び大学間連携や产学連携によるプロジェクト型受託・請負型研究のための施設設備の活用・整備は、戦略的・重点的に行う。

4)知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ①地域連携推進センターが中心となって知的財産の創出、取得、管理及び活用を図る。
- ②民間企業等への技術移転契約件数の増加を図る。

5)研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ①研究における評価は、著書、論文、サイテーション数、特許、外部研究費等に関する実績等で行う。
- ②研究活動の評価が優れている分野の支援体制を強化する。
- ③若手教員の積極的な研修の機会を増やすとともに、学内サバティカル制度を設け、①における上位評価者については、教育活動の評価結果を考慮し、優先してサバティカルを与える。
- ④研究活動における倫理規定の整備と公表を行う。
- ⑤自己点検・評価結果に基づき、研究活動の質の向上・改善を図るとともに、定期的な外部評価を実施する。

6)学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項

- ①地域に密着した今日の教育課題に関わる研究を推進するため、教育学部附属教育実践総合センターを強化し、教育学部・附属学校共同研究会及び岩手県教育研究ネットワークとの連携を深める。
- ②岩手・青森両県にまたがる廃棄物不法投棄サイトの環境修復・再生事業等の地域課題を研究する。
- ③重点研究領域「機能材料」の具体化として「表面界面工学分野」及び「材料制御分野」の研究を推進する。

3 その他の目標

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標

- ①教育・研究面での社会貢献を推進するとともに、地方公共団体等における政策決定等に積極的に参画する。
- ②産学官民連携、地域の公私立大学等との連携及び高大連携を推進する。
- ③国際交流の目標・基本方針を定める。
- ④北東北国立3大学間の連携を強化する。

④自治体との連携による地域農林業の活性化、寒冷バイオシステム機構の解明と寒冷遺伝子資源の活用、さらに、畜産物の生産・安全性と人獣共通感染症に関する研究を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ①図書館等の施設も含めたオープンキャンパスの内容を充実する。
- ②地域や社会のニーズにマッチした公開講座、公開シンポジウム及び出張・出前講義等の質の向上を図る。
- ③大学院における社会人再教育（リカレント教育）にも重点を置いたカリキュラムを工夫する。
- ④高大連携事業の一環として高校生を受け入れるための授業科目を開設する。
- ⑤大学による地域貢献の実施体制の強化を図るため、「地域連携推進協議会（仮称）」を新たに設立する。
- ⑥友好協力協定市を中心にサテライトキャンパスの設置を推進する。
- ⑦地域の公的機関の委員会・審議会等の委員に教員を積極的に参画させる。

2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ①民間企業及び地域研究機関等との共同研究及び人的交流を推進する。
- ②岩手ネットワークシステム、岩手農林研究協議会、岩手県教育研究ネットワーク等との連携による研究会活動を強化する。
- ③民間企業との共同研究と競争的研究開発資金による研究を中心に地域連携推進センターの研究室の活用を図る。
- ④地域社会から卒論・修論のテーマを募集する。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

いわて5大学学長会議が実施しているシンポジウム開催、図書館相互利用及び単位互換を促進する。

4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流及び国際貢献に関する具体的方策

- ①外国の大学・研究機関との連携・交流、留学生の受入、本学在学生の外国の大学への派遣、国際性を重視した教育及び地域社会の国際化に貢献等の基本計画を策定する。
- ②学士課程、大学院課程とも、外国の大学との単位互換を促進するためのカリキュラムの整備を進める。
- ③国際交流協定大学との交換留学を促進する。
- ④共同研究及び国際貢献事業に重点を置いた、中国清華大学とのUURR（大学・大学と地域・地域）連携事業及び中国北京大学との西部大開発事業などの国際交流を推進する。
- ⑤高等教育を通じて国際貢献に寄与するため、アジア・アフリカはもとより、広く世界から留学生を受け入れる。

5) 国際性を重視した教育を行う具体的方策

- ①外国語教育を発展させ多文化共生教育の比重を高める。

	<p>②英語による授業科目を増加するなど、カリキュラムを国際化する。</p> <p>③外国人留学生に対しては、多様なレベルと需要に応えられる日本語教育を充実する。</p> <p>6) 地域社会の国際化に貢献する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方自治体やボランティア団体との連携を強化し、情報収集・提供が行える体制を整備する。 ②留学生を地域の小・中学校等に派遣し国際理解教育に貢献する。 ③地域在住の外国人に対する日本語教育の事業化を進める。 <p>7) 北東北国立3大学との連携推進にかかる措置</p> <p>「北東北国立3大学連携推進会議」において、連携強化の具体的方策等について検討し、3大学間の強い連携を進めるとともに、再編・統合に関する検討結果をまとめる。</p>
(2)附属学校に関する目標	<p>(2)附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)大学・学部(大学院を含む)との連携・協力の強化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「インクルージョン・プラン（教育学部・附属学校・地域社会・保護者の連携プラン）」の具体的活動計画を作成し、実施する。 ②「地域連携特別委員会」を組織し、地域貢献のための活動を推進する。 ③教育学部・附属学校共同研究会の組織の充実と活動の活性化を図る。 ④附属学校の年間教育計画を教育学部と連携して作成する。 ⑤4年一貫教育実習システムの充実と強化及び6年一貫教育実習システムの構築を図る。 ⑥教育学部・附属学校双方の教育実践交流の強化を図る。 <p>2)学校運営の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域学校と連携した教育研究活動を推進する。 ②外国の学校との提携協力関係を構築し、国際理解教育を推進する。 ③附属学校教員の研修の機会を拡大する。
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①役員会の経営戦略方針に基づいて、具体的方策を策定する。 ②社会のニーズ等に機動的に対応するため、学長の下に一定の教員枠を確保する。 <p>2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本学の意思決定と執行を円滑に行うために、理事及び副学長等で構成する学長・副学長会議を置き、学長補佐体制の強化を図る。 ②理事の補佐機関としての理事会を教員及び事務職員で構成し、一体となって企画立案等に当たり、理事を補佐する。 ③教育研究評議会の議題整理に当たるほか学部等間の関係に係る重要事項について連絡調整するため、理事及び学部長等で構成する学部長等連絡会を置き、学長補佐体制の強化

2 教育研究組織の見直しに関する目標

本学の教育研究活動を大幅に強化するために、教育研究組織を全学的視点で見直し、再編する。

3 人事の適正化に関する目標

性別、国籍及び障害等による差別を行わず、職員が能力を遺憾なく発揮し、業績が適切に反映される人事制度を構築する。

を図る。

- ④各種委員会を整理・統合し運営体制の強化を図る。
- ⑤学内共同教育研究施設を整理・統合し運営体制の強化を図る。
- ⑥学生に関連する委員会は、必要に応じて学生の意見を聞く機会を設ける。

3)教職員による一体的な運営に関する具体的方策

- ①各種委員会委員に必要に応じて事務職員を加え委員会の運営改善を図る。
- ②理事及び副学長の指揮の下に教職員による一体的な運営を行うための事務組織を構築する。

4)全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ①戦略的な経営方針に基づく特定の教育研究分野やプロジェクトを定め重点配分を行う。
- ②教員個人の業績評価とそれに見合った重点的資源配分を行う。

5)内部監査機能の充実に関する具体的方策

法律に基づく監事が行う監査とは別に内部監査を実施するための監査室を設ける。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1)教育研究組織の見直しの方向性

- ①第Ⅰ期中期計画期間終了時を目途に、学部間の重複を避けて、現在の教育研究組織を整理し、以下の教育研究理念の基に新たな学部・大学院体制に再編する。

ア大学院修士課程を機軸とする教員運用の組織

イ学部と大学院の教育機能分担

学部：教養教育、基礎教育(共通基礎教育及び専門基礎教育)及び基礎的専門教育
大学院（修士）：専門教育及び研究基礎

大学院（博士）：研究（応用性・地域性・国際性）

ウ学部・大学院の教育目標

学部：専門性とともに幅広く深い教養と総合的視野を持った人材の養成

大学院（修士）：創造性豊かで高度な専門的知識や能力を持った人材の養成

エ人文社会科学系・教育学系を含む博士養成機能の整備を検討

- ②連合農学研究科及び連合獣医学研究科は、維持・発展・充実に努める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1)人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ①全学統一的な人事評価システムを構築する。
- ②各職務に必要とされる「業務内容と能力水準」の基準を策定する。また、多面的・総合的な業績評価のため、絶対評価、相対評価、自己評価、プレゼンテーション等の基準を策定する。
- ③職責・業績を適切に反映したインセンティブに富んだ給与待遇を実現するため、基本給、職責給、業績給及び諸手当からなる給与体系への移行を図る。
- ④多様な採用形態に対応できるよう、年俸制、歩合（出来高）制及び採用される者の能力

	<p>に応じた給与制度を策定する。</p> <p>2)柔軟で多様な採用制度に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教員は、教育研究の双方に従事する者のほか、主として研究に従事する者及びその他の特殊な業務に従事する者とする。 ②選考に当たっては、業績審査のほか、面接及びプレゼンテーションを実施するなど、多面的な評価により行う。 ③教育研究実績を判断基準として、論文実績数のみにとらわれない多様な選考を実施する。 ④専門性を必要とする事務部門を強化するため、法律、会計、外国語、情報処理等の専門的知識を有する者の特別選抜制度による採用等を実施する。 <p>3)任期制の導入など教員の流動性と選考過程の透明性の向上に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①任期制は、教育研究支援施設及び大型研究プロジェクト等の教員から導入を図る。 ②本学の教員と行政機関、企業及び学校等の人材との幅広い人事交流の実施に努める。 ③教員の選考過程を公表し客観性・透明性を高める。 ④教員の公募は国内外に対して実施する。 <p>4)女性、外国人等の採用の促進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画に配慮し、女性の採用・登用の拡大を図り、教職員の20%の構成になるよう努める。 ②国際化に配慮し、外国人教員の採用を促進し、大学教員の3%の構成になるよう努める。 <p>5)事務職員等の人事交流及び研修に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文部科学省関係機関を主とした交流に留まらず、民間企業、地方公共団体等との交流を実施する。 ②民間派遣研修を活用し、企業経営の効率化の手法を身に付けさせるとともに、サービス精神を涵養する。 ③海外派遣研修を実施し、国際対応能力を身に付けさせるとともに、語学力を向上させる。 ④階層別研修制度を整備し、他大学との連携を含め実施する。 ⑤簿記、語学等の資格試験の実務研修制度を整備し、業務に反映させる。
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>事務処理の簡素化・合理化を図るとともに、事務処理の電子化を推進し、事務組織の機能・編成を見直すなど、管理事務の効率化に努める。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <p>入試説明会の実施、事務職員採用面接等、より効率的・効果的な運営が期待できるものについて、共同事務処理を進める。</p> <p>2)業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①管理事務で経費節約等が可能な業務は、アウトソーシングする。 ②事務処理の電子化を推進し、事務処理方法の見直し及び事務連絡方法のネットワーク化的実施等により、事務の簡素化・合理化に努める。
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p>

本学の教育研究及び社会貢献の事業を一層発展させるため、自己収入の一層の確保に努めるとともに、本学にふさわしい新たな収入方策についても積極的に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標

管理業務における一層の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うことなどにより、固定的経費の節減と財務内容の管理・運営の適正化を図る。

3 人件費の削減に関する目標

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。

4 資産の運用管理の改善に関する目標

研究資源の効率的利用及び施設設備の有効利用を一層推進するとともに、金融資産の運用と活用にも取り組む。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育研究活動等の評価結果（外部評価及び第三者評価）を広く社会に公表し、社会からの評価を教育研究活動の一層の改善に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標

大学の理念・目標、大学への入学や学習機会に関する情報、

1)科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ①競争力の源泉である知財を生み出す研究者の更なるモチベーションを高めるため、透明性のある評価と報酬・報奨制度を整備する。
- ②大学の研究活動や推進体制を積極的に公開するとともに、競争的研究資金を獲得するための講習等を実施する。
- ③明確な目標や製品化の目処があり外部資金獲得の可能性が高い研究は、全学的なマネジメントにより支援する。

2)収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ①授業料や入学料等の安定的な収納を図るため、確実な学生確保を図るとともに、早期収納等の収納方策を検討し実施する。
- ②教育研究への関連度、地域社会の要請等を考慮し、既存事業を見直し、新規事業の導入を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1)管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ①省エネ・省資源意識を涵養し、毎年度1%の経費の節減を図る。
- ②電子化の促進及びシステムの統合等を進め管理的サービスのコストを抑制する。

3 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1)資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ①地域や社会の施設、設備等利用の要請に一層積極的に応えるため、資産活用マネジメント体制を整備し、有効的な利用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1)自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ①点検・評価用のデータベースを構築する。

2)評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ①教員の教育研究、社会貢献及び管理運営の評価項目を重視し、教員への支援策を構築する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1)大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

卒業生の進路状況に関する情報、教育研究活動の状況等を社会に対して公表する。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

教育研究環境の改善を進めるため、全学的視点に立ったスペースの配分を行い、また、施設設備の安全性を考慮した有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標

環境と安全に配慮した人にやさしい教育研究環境を目指して、社会も安心できる責任ある管理体制を構築する。

- ①学長記者会見を定期的に開催する。
- ②大学入試情報、修学上の情報、就職情報等及び教員の研究活動、教育活動、社会貢献活動等の公開情報を多様な情報メディアを活用し充実する。
- ③ホームページは、日本語の他、英語（国際交流センターは、英語、中国語及び韓国語）でも検索できるようにする。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1)施設等の整備に関する具体的方策

- ①老朽化した施設設備等は、安全対策をとるとともに、改善計画を策定する。
- ②社会のニーズに応える教育研究を一層促進するため、必要とする施設の整備計画を策定する。
- ③学生のための快適な空間と美しいキャンパス作りに取り組むとともに、学生の利便を重視した施設設備の整備計画を策定する。

2)施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ①既存施設の点検・評価を行う体制を再構築し、スペースの再配分を行うこと等により快適な教育研究環境を整え、施設を有効活用する。
- ②施設設備等のプリメンテナンス(予防的な施設の点検・保守・修繕等)計画を早期に策定する。
- ③環境マネジメント規格（ISO 14001）の認証取得を目指して検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1)学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ①定期的に安全教育を行う。
- ②毒物、劇物等の取扱と管理体制を徹底する。
- ③防犯上の点から総合的な施設内出入管理セキュリティシステムと学内情報機器巡回管理システム等の導入を検討する。
- ④社会の趨勢と学内関係者の健康と教育の観点から学内禁煙化を促進する。

2)危機管理等に関する具体的方策

「危機管理対策本部」を設置し、有事に即応できる体制の整備を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 19億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
工学部の土地の一部（岩手県盛岡市上田四丁目49-1、約730.00m²）を譲渡する。

IX 剰余金の使途
教育研究の質の向上、環境整備及び組織運営の改善に充当

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
小規模改修	総額 252	施設整備補助金（252）

2 人事に関する計画

(方針)

- (1) 各職務に必要とされる「業務内容と能力水準」の基準や多面的・総合的な業績評価のための基準を策定し、インセンティブに富んだ給与体系及び多様な採用形態に対応した給与制度を策定するなど、人事評価システムの整備・活用を図る。
- (2) 国籍や経歴にとらわれない選考を実施するなど、柔軟で多様な採用制度を策定する。
- (3) 教育研究支援施設及び大型研究プロジェクト等の教員から任期制を導入するなど、教員の流動性と選考過程の透明性の向上を図る。
- (4) 女性、外国人等の採用の促進を図る。
- (5) 事務職員等については、文部科学省関係機関に留まらず、民間企業、地方公共団体との人事交流や民間派遣研修、海外派遣研修等を実施する。

3 中期目標期間を越える債務負担

該当なし

中 期 目 標		中 期 計 画	
別表 (学部、研究科)		別表 (収容定員)	
学 部	人文社会科学部 教育学部 工学部 農学部	平 成 16 年 度	人文社会科学部 890人 教育学部 1,000人 (うち教員養成に係る分 △640人) 工学部 1,860人 農学部 910人 (うち獣医師養成に係る分 △180人)
研 究 科	人文社会科学研究科 教育学研究科 工学研究科 農学研究科 連合農学研究科 参加大学 弘前大学 山形大学 帯広畜産大学 岐阜大学大学院連合獣医学研究科 (参加校)	平 成 17 年 度	人文社会科学研究科 12人 (うち修士課程 △12人) 教育学研究科 84人 (うち修士課程 △84人) 工学研究科 272人 (うち博士前期課程 △216人) (博士後期課程 △56人) 農学研究科 134人 (うち修士課程 △134人) 連合農学研究科 61人 (うち博士課程 △61人)
		平 成 17 年 度	人文社会科学部 880人 教育学部 1,000人 (うち教員養成に係る分 △640人) 工学部 1,840人 農学部 910人 (うち獣医師養成に係る分 △180人)
		平 成 17 年 度	人文社会科学研究科 12人 (うち修士課程 △12人) 教育学研究科 84人 (うち修士課程 △84人) 工学研究科 302人 (うち博士前期課程 △238人) (博士後期課程 △64人) 農学研究科 134人 (うち修士課程 △134人) 連合農学研究科 63人

		(うち博士課程 △ 63人)
平 成 18 年 度	人文社会科学部 教育学部 工学部 農学部	880人 1,000人 (うち教員養成に係る分 △ 640人) 1,810人 910人 (うち獣医師養成に係る分 △ 180人)
	人文社会科学研究科 教育学研究科 工学研究科 農学研究科 連合農学研究科	12人 (うち修士課程 △ 12人) 84人 (うち修士課程 △ 84人) 320人 (うち博士前期課程 △ 248人) 博士後期課程 △ 72人 134人 (うち修士課程 △ 134人) 66人 (うち博士課程 △ 66人)
平 成 19 年 度	人文社会科学部 教育学部 工学部 農学部	880人 1,000人 (うち教員養成に係る分 △ 640人) 1,780人 910人 (うち獣医師養成に係る分 △ 180人)
	人文社会科学研究科 教育学研究科 工学研究科 農学研究科 連合農学研究科	12人 (うち修士課程 △ 12人) 84人 (うち修士課程 △ 84人) 330人 (うち修士課程 △ 258人) 博士課程 △ 72人 134人 (うち修士課程 △ 134人) 69人 (うち博士課程 △ 69人)
平 成 20 年 度	人文社会科学部 教育学部 工学部 農学部	880人 1,000人 (うち教員養成に係る分 △ 640人) 1,770人 910人

		(うち獣医師養成に係る分 △180人)
	人文社会科学研究科	12人 (うち修士課程 △12人)
	教育学研究科	84人 (うち修士課程 △84人)
	工学研究科	330人 (うち博士前期課程 △258人) 博士後期課程 △72人
	農学研究科	134人 (うち修士課程 △134人)
	連合農学研究科	72人 (うち博士課程 △72人)
平成21年度	人文社会科学部	880人
	教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分 △640人)
	工学部	1,760人
	農学部	910人 (うち獣医師養成に係る分 △180人)
	人文社会科学研究科	12人 (うち修士課程 △12人)
	教育学研究科	84人 (うち修士課程 △84人)
	工学研究科	330人 (うち博士前期課程 △258人) 博士後期課程 △72人
	農学研究科	134人 (うち修士課程 △134人)
	連合農学研究科	72人 (うち博士課程 △72人)

(別紙)

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	44,936
施設整備費補助金	252
自己収入	21,641
授業料及入学金検定料収入	20,869
雑収入	772
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,760
計	71,589
支 出	
業務費	66,577
教育研究経費	46,230
一般管理費	20,347
施設整備費	252
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,760
計	71,589

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額48,708百万円を支出する。（退職手当は除く）

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人岩手大学職員退職手当規則又は国立大学法人岩手大学役員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。L_(y-1)は直前の事業年度におけるL_(y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y-1)は直前の事業年度におけるD_(y)。（D_(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y-1)は直前の事業年度におけるD_(y)。（D_(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F_(y-1)は直前の事業年度におけるF_(y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y-1)は直前の事業年度におけるD_(y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y-1)は直前の事業年度におけるD_(y)。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。E_(y-1)は直前の事業年度におけるE_(y)。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E_(y-1)は直前の事業年度におけるE_(y)。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E_(y-1)は直前の事業年度におけるE_(y)。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容

定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)}$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金（A（y））については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{ D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x) \} \times \alpha (\text{係数}) \\ + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D（y）：学部・大学院教育研究経費（②、⑦）、附属学校教育研究経費（③、⑧）
を対象。

E（y）：教育研究診療経費（⑨）、附置研究所経費（⑩）、附属施設等経費（⑪）
を対象。

F（y）：教育等施設基盤経費（④）を対象。

G（y）：特別教育研究経費（⑫）を対象。

H（y）：入学料収入（⑤）、授業料収入（⑥）、その他収入（⑭）を対象。

2. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金（C（y））については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L（y）：一般管理費（①）を対象。

M（y）：特殊要因経費（⑬）を対象。

【諸係数】

α （アルファ）：効率化係数。 $\triangle 1\%$ とする。

β （ベータ）：教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的

な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ （ガンマ）：教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε （イプシロン）：施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成16年度予算額を基準とした額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、平成16年度予算額を基準とした額により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	71,081
業務費	66,639
教育研究経費	7,692
受託研究費等	3,883
役員人件費	682
教員人件費	37,369
職員人件費	17,013
一般管理費	3,064
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,378
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	71,081
運営費交付金	43,779
授業料収益	17,073
入学金収益	2,726
検定料収益	621
受託研究等収益	3,883
寄附金収益	848
財務収益	1
雑益	772
資産見返運営費交付金等戻入	803
資産見返寄附金戻入	14
資産見返物品受贈額戻入	561
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	71,886
業務活動による支出	69,702
投資活動による支出	1,887
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	297
資金収入	71,886
業務活動による収入	71,337
運営費交付金による収入	44,936
授業料及入学金検定料による収入	20,869
受託研究等収入	3,883
寄附金収入	877
その他の収入	772
投資活動による収入	252
施設費による収入	252
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	297

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額
297百万円が含まれている。